

# 第2期 山形県文化推進基本計画（案）

令和6年 月  
山 形 県

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	対象とする文化の範囲	2
第2章	文化をめぐる状況等	3
1	政府の動向	3
2	社会状況の変化	3
3	山形県の主な動き	4
第3章	現状と課題等	7
1	指標等の状況からみる現状	7
2	現状と課題	8
第4章	基本目標と方向性、重点的取組みの視点	10
1	基本目標	10
2	基本的な方向性(基本的施策・目指す姿・施策の展開方向)	10
3	重点的取組みの視点(展開方法)	11
第5章	施策の展開	12
1	文化の振興等	12
(1)	芸術・生活文化等の振興	12
(2)	伝統芸能等の継承及び発展	13
(3)	特色ある文化の継承及び発展	15
(4)	文化財等の保存及び活用	17
(5)	デザインの保存及び活用	19
2	文化に親しむ環境づくり	20
(1)	県民の文化に親しむ機会の充実	20
(2)	文化施設の充実及び活用促進	21
(3)	事業者による文化活動等の促進	23
(4)	文化情報の収集及び提供・発信	23

3 文化をはぐくむ人づくり	24
(1) 県民の文化発信力の向上	24
(2) 子どもの創造性等の育成	25
(3) 高齢者及び障がい者の文化活動の促進	27
(4) 文化の担い手の育成及び確保	28
(5) 顕彰	30
4 文化を活用した社会づくり	31
(1) 文化の活用による地域の活性化	31
(2) 文化の活用による経済の活性化	32
(3) 文化の活用による観光振興	33
(4) 文化に関する情報発信及び交流の推進	35
第6章 推進体制	37
1 関係機関との連携	37
2 進行管理	38
<参考1> 進捗状況を把握するための指標について	39
<参考2> 令和5年度県政アンケート調査 「『文化・芸術』について」の結果について	40
【参考資料】山形県文化基本条例	42

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

県では、平成30年3月に、文化の推進（文化を保護し、継承し、振興し、発展させ、又は創造することをいう。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与することを目的に「山形県文化基本条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

また、条例に基づき、平成31年3月には、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画年度とする「山形県文化推進基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、条例で掲げる「文化の振興等」、「文化に親しむ環境づくり」、「文化をはぐくむ人づくり」、「文化を活用した社会づくり」の4つの基本的施策のもと、本県の文化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、県においては、文化・芸術活動や地域活性化の拠点となる山形県総合文化芸術館の整備・開館（令和2年5月）や、文化財の保存と活用に係る各種取組みを進める環境の整備を行う山形県文化財保存活用大綱の策定（令和4年3月）などの文化の推進に関する施策を着実に進めてきました。

一方で、少子高齢化等に伴う文化芸術の担い手の減少、地域コミュニティの弱体化などによる地元の伝統行事や文化に親しむ機会の減少、学校における部活動改革の流れなど、本県の文化をめぐる状況は大きく変化しつつあります。

こうした文化をめぐる状況の変化や、第1期計画に基づくこれまでの取組みの成果や課題等を踏まえ、今後の本県における文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第2期山形県文化推進基本計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、条例第9条に規定する文化に関する施策に係る基本的な計画として定めるとともに、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画として位置付けるものです。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

---

## 4 対象とする文化の範囲

本計画が対象とする文化の範囲は、条例及び文化芸術基本法の規定を踏まえ、次のような分野とします。

◇芸術	文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）、その他の芸術
◇生活文化	華道、茶道、その他生活に係る文化
◇国民娯楽	囲碁、将棋等
◇芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
◇伝統芸能等	伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎その他の伝統芸能）、年中行事、民俗芸能、その他の地域の伝承文化
◇特色ある文化	精神文化、舟運文化、伝統工芸、地域の食文化、その他の本県の特色ある文化
◇文化財等	有形文化財、無形文化財、その保存技術
◇デザイン	服飾、家具、工芸品、建築その他の物件がもつ文化的価値が高いデザイン

※ 例示されていないものを対象外とするものではありません。

また、新たに創造されるジャンルについても対象とするものです。

## 第2章 文化をめぐる状況

### 1 政府の動向

#### （1）文化庁の組織改革・機能強化

平成30年6月に文部科学省設置法が改正され、文化庁の組織改革・機能強化が図られるとともに、令和5年4月に同庁が京都に移転されました。

#### （2）文化観光推進法の制定

令和2年4月に文化観光推進法が制定され、博物館・美術館等の文化施設を拠点とした文化観光の推進を図ることとされました。

#### （3）文化財保護法の改正

令和3年6月の文化財保護法の改正により、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設されました。

#### （4）博物館法の改正

令和4年4月の博物館法の改正により、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うため、博物館の事業や登録の要件等の見直しが図られました。

#### （5）文化芸術推進基本計画（第2期）の策定

令和5年3月に、文化芸術基本法の規定に基づき文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第1期の4つの目標を基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度～令和9年度）において推進する取組みを示した第2期基本計画が策定されました。

### 2 社会状況の変化

#### （1）人口減少と高齢化の進行

- 急激な少子高齢化により、文化芸術の担い手や鑑賞者の減少と高齢化が進み、需要の減少・市場の縮小傾向が続いている。
- 児童生徒の減少に伴う学校の統廃合や学校における部活動改革などにより、地域の祭礼や文化芸術活動への子どもの関わり方に変化が生じています。

## (2) デジタル化の進展

- 文化芸術イベントや文化施設などの情報が、インターネットを通じて容易に入手・発信できる環境となってきたほか、デジタル技術を活用したチケットレス、キャッシュレスといった環境も整備されてきています。
- インターネットを活用したオンライン配信など、デジタル化された文化芸術コンテンツの流通が拡大してきています。

## (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

- 新型コロナの感染拡大により、文化芸術に係るイベント等が中止や延期などをせざるを得ない状況が続き、文化芸術活動の減少など大きな影響を受けました。また、観光面においても、訪日外国人観光客は近年増加していましたが、令和2年2月以降は大きく減少するなど、影響は多方面に及びました。

## 3 山形県の主な動き

### (1) 山形県総合文化芸術館の開館

- 令和2年5月に文化・芸術活動の拠点であり地域活性化の拠点となる山形県総合文化芸術館（やまぎん県民ホール）が開館しました。
- 開館以降、施設の規模や機能を活かし、オペラやバレエの舞台公演や著名アーティスト等の大規模公演などが数多く実施されています。



令和2年5月に開館した  
山形県総合文化芸術館



2,001席の収容人数を  
誇る大ホール



イベント広場では様々な催しが開  
かれ賑わいを見せている

## (2) 県立図書館のリニューアルオープン

令和2年2月に山形県立図書館がリニューアルオープンしました。図書館機能に加えて、郷土に関する資料の展示や情報発信の充実が図られています。



## (3) コロナ禍での文化施設等への支援

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている県内の文化施設・団体への支援として、やまがた文化応援キャンペーンなどを実施しました。

## (4) 「beyond2020 プログラム」による国内外に向けた情報発信

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本文化の魅力を発信するとともに、日本の芸術文化を未来に継承し、大会終了後も国内外に文化情報を発信していくことを目的に展開されました。本県も認証組織として積極的に取り組み、本県関係では約400件が認証され、国内外に向けた情報発信の取組みが行われました。

## (5) 精神文化ツーリズム推進事業（やまがた出羽百観音）の展開

令和3年度から、「やまがた出羽百観音」のブランド化と磨き上げを行い、観光誘客に資する地域資源として活用することを目的に、旅行会社へのオンラインセミナーの開催や動画の制作など様々な取組みを展開しています。



## (6) 山形県文化財保存活用大綱の策定

令和4年3月に山形県文化財保存活用大綱を策定し、文化財の保存と活用について、市町村や関係機関・団体と連携して各種取組みを進めています。

## (7) 県民芸術祭の開催

令和4年度で60回を数える歴史ある取組みであり、開催を通して、県民の芸術文化活動への参加意欲の醸成や、多くの県民に様々な文化芸術に触れる機会を提供しています。



令和4年度第60回県民芸術祭記念公演

## (8) 「縄文の女神」、国宝指定10周年

令和4年に、「縄文の女神」が国宝指定10周年を迎えたことを記念して、県立博物館において、プライム企画展「女神たちの饗宴」が開催されました。



## (9) 日本遺産「出羽三山」の認定継続と重点支援地域への選定

令和4年7月に出羽三山地域をテーマにした「まれかわりの旅」が日本遺産の認定継続とされ、また、他地域のモデルとなる「重点支援地域」に選定されました。

## (10) 文翔館、オリジナルグッズを作成販売、入館者400万人を達成

山形県郷土館「文翔館」では、絵葉書やクリアファイルなどのオリジナルグッズの作成・販売をはじめとした認知度向上に向けた取組みを行い、令和5年5月に入館者400万人を達成しました。



## 第3章 現状と課題等

### 1 指標等の状況からみる現状

#### ○ 第1期山形県文化推進基本計画の『進捗を把握するための指標』の状況

基本的施策	指標設定の考え方	参考指標	指標設定時	実績値	実績値	実績値
			2017年度(H29)	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)
基本的施策 1 文化の振興等	着実に文化が受け継がれるとともに、新しい文化が創造され、ともに発展することが目指す姿であることから、県民の文化の継承・創造活動等に関する数値を指標とします。	「ふるさと塾」活動に賛同して伝承活動を行う団体数(累計)	304団体	297団体	302団体	308団体
		県民芸術祭参加事業数	162事業	中止 (新型コロナ)	103事業	128事業
		「未来に伝える山形の宝」登録取組数(累計)	26件	31件	31件	33件
基本的施策 2 文化に親しむ環境づくり	県民誰もが生涯を通じて文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境が整備され、喜びや感動、心の安らぎを享受していることが目指す姿であることから、県民の文化情報へのアクセスや文化施設の利用状況等に関する数値を指標とします。	(公財)山形県生涯学習文化財団がHPで提供する「講座・イベント」「総合情報サイト」へのアクセス数(累計)	11,651件	8,865件	19,603件	13,653件
		県立文化施設等の来館者数	870,200人	583,242人	926,826人	1,122,781人
基本的施策 3 文化をはぐくむ人づくり	文化活動の主役である県民の自主性、創造性が尊重され、その地位向上が図られるとともに、能力を十分に發揮していることが目指す姿であることから、文化に関わる人材の育成等に関する数値を指標とします。	総合型文化クラブ実施数	4件	2件	3件	3件
		山形県総合美術展への30才以下の出品者数	36人	中止 (新型コロナ)	28人	30人
		文化分野を活動分野とする団体数(累計)	1,249団体	1,068団体	1,054団体	1,018団体
基本的施策 4 文化を活用した社会づくり	県民が郷土の文化に誇りと愛着を持ち、国内外に文化を積極的に発信し、文化を通じた多様な交流が行われていることが目指す姿であることから、県民による文化の発信や交流に関する数値を指標とします。	県内の文化ホールで開催されている全国・東北規模の文化イベント開催数	9件	1件	8件	15件
		文化施設共通企画展開催数	9件	5件	18件	21件
		県外での文化交流実施数	25件	2件 ※2	10件	23件

※1 山形県総合文化芸術館（プレオープン間）の来館者数を含む。

※2 令和2年度以降は、オンラインによる交流を含む

- 
- 新型コロナの感染拡大により、文化イベント等が中止や延期などをせざるを得ない状況が続いたこと等により、「県民芸術祭参加事業数」が減少するなどの影響を受けました。
  - 山形県総合文化芸術館が令和2年5月に開館し、施設の規模や機能を活かし、オペラやバレエをはじめとした大規模公演が実施され、多くの方の利用に結び付いたこと等から「県立文化施設等の来館者数」が増加しています。
  - その他の指標は、概ね横ばいの状況となっていますが、文化活動の担い手や鑑賞者の減少、需要の減少・市場の縮小傾向が続いていることから、文化の推進に向けた着実な取組みが必要です。

## 2 現状と課題

本県の文化をめぐる状況の変化や第1期計画に基づくこれまでの取組みの成果、進捗を把握するための指標等の状況から、今後の施策の総合的かつ計画的な推進に向けては、文化活動の担い手や鑑賞者の減少、文化活動の発表の場、文化に触れる機会の減少、文化活動における情報発信の強化、デジタル技術を活用した取組み推進などの課題があります。

### (1) 少子高齢化等による文化活動の担い手や鑑賞者の減少

- 急激な少子高齢化による文化活動の担い手や鑑賞者の減少と高齢化が進み、需要の減少・市場の縮小傾向が続いています。
- 新型コロナの感染拡大により文化イベント等の中止や延期などの状況が続き、減少傾向に拍車がかかりました。
- 将来の担い手となる子どもや若者の文化活動への支援の充実や次世代への継承及び自らも担い手として文化活動を続けていく環境の整備が必要となっています。

### (2) 文化活動の発表の場、文化に触れる機会の減少

- 地域コミュニティの弱体化により地元の伝統行事や文化に親しむ機会が減少しています。
- 児童生徒の減少に伴う学校の統廃合や学校における部活動改革の流れなどから学校単位での文化活動に変化が生じつつあります。
- 山形県の文化を将来に継承し、発展させるためには、県民が文化を知り、体験し、関心や理解をより深める機会の創出が必要です。

---

---

### **(3) 文化活動における情報発信の強化、デジタル技術を活用した取組み推進の動き**

- 各地域にある文化財や文化芸術に関する情報の知る機会や取得する環境の充実を図るための更なる取組みが重要となっています。
- 新型コロナの感染拡大が契機となって、インターネットを活用した文化イベント情報等の発信やオンライン配信などの取組みの進展や文化芸術コンテンツの充実などが図られてきています。
- デジタル技術の急激な進展による表現形態の多様化や様々なニーズに応えられる効果的な情報発信の取組み及びデジタル技術活用の取組みが重要となってきています。

## 第4章 基本目標と方向性、重点的取組みの視点

### 1 基本目標

- 条例前文に掲げた本県の目指す姿が、本計画の基本目標となります。  
こうした目指す姿の実現に向けて、文化の推進に向けた取組みを推進していきます。

#### 〔基本目標〕

県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、県民共通の財産である文化の未来への継承、発展、創造に取り組み、その多様な可能性を人づくり、社会づくりに生かし、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指します。

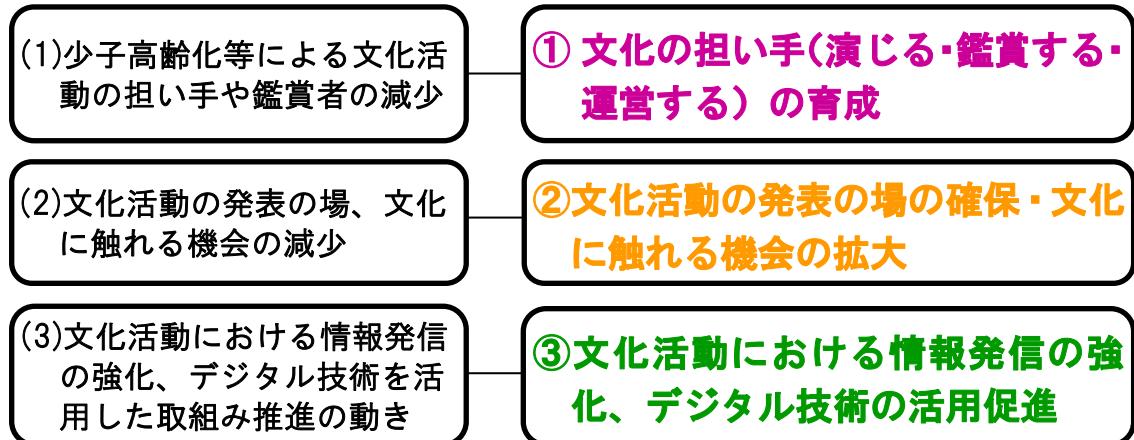
### 2 基本的な方向性（基本的施策・目指す姿・施策の展開方向）

- 条例で掲げる4つの基本的施策を柱として、それぞれの目指す姿の実現に向けた施策の展開に取り組んでいきます。

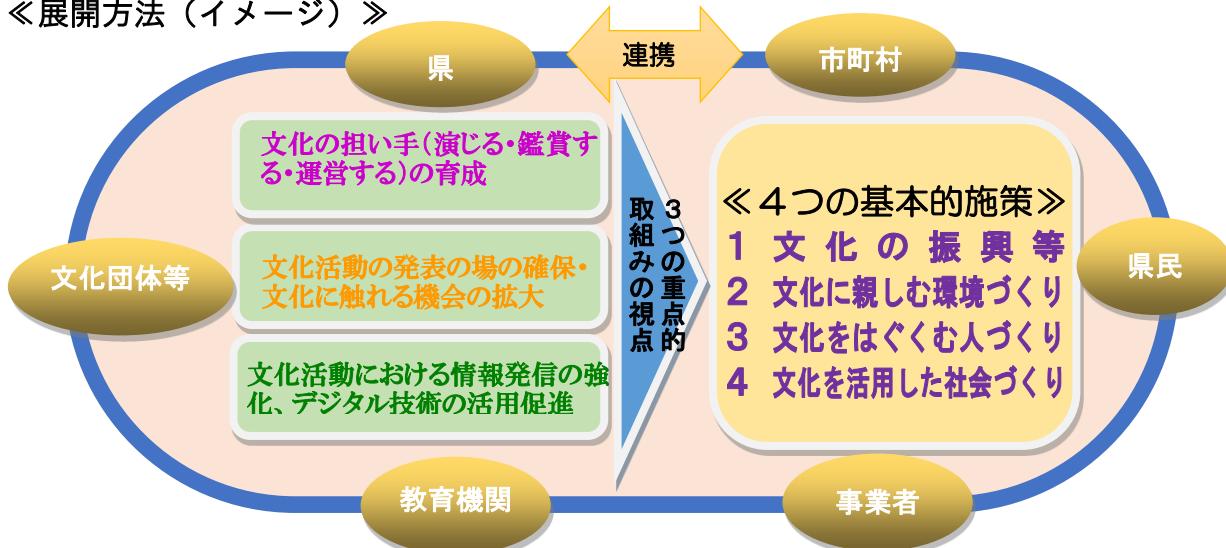
【4つの基本的施策・目指す姿】	【施策の展開方向】
<b>1 文化の振興等</b>  本県の特色ある文化が県民共通の財産として、その多様性が尊重されつつ、着実に次の世代に受け継がれるとともに、新しい文化が創造され、ともに発展し続けている社会	(1)芸術・生活文化等の振興 (2)伝統芸能等の継承及び発展 (3)特色ある文化の継承及び発展 (4)文化財等の保存及び活用 (5)デザインの保存及び活用
<b>2 文化に親しむ環境づくり</b>  県民誰もが生涯を通じて、文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境が整備され、喜びや感動、心の安らぎを享受している社会	(1)県民の文化に親しむ機会の充実 (2)文化施設の充実及び活用促進 (3)事業者による文化活動等の促進 (4)文化情報の収集及び提供・発信
<b>3 文化をはぐくむ人づくり</b>  文化活動の主役である県民の自主性、創造性が尊重され、その地位の向上が図られるとともに、能力を十分に發揮している社会	(1)県民の文化発信力の向上 (2)子どもの創造性等の育成 (3)高齢者及び障がい者の文化活動の促進 (4)文化の担い手の育成及び確保 (5)顕彰
<b>4 文化を活用した社会づくり</b>  県民が郷土の文化に誇りと愛着を持ち、国内外に文化を積極的に発信し、文化を通じた多様な交流が行われている社会	(1)文化の活用による地域の活性化 (2)文化の活用による経済の活性化 (3)文化の活用による観光振興 (4)文化に関する情報発信及び交流の推進

### 3 重点的取組みの視点

○ 現状と課題を踏まえ、①文化の担い手（演じる・鑑賞する・運営する）の育成、②文化活動の発表の場の確保・文化に触れる機会の拡大、③文化活動における情報発信の強化、デジタル技術の活用促進の3つの重点的取組みの視点により、条例で掲げる4つの基本的施策を展開していきます。



#### 《展開方法（イメージ）》



## 第5章 施策の展開

### 1 文化の振興等

#### 目指す姿

本県の特色ある文化が県民共通の財産として、その多様性が尊重されつつ、着実に次の世代に受け継がれるとともに、新しい文化が創造され、とともに発展し続けている社会

#### 【施策の方向性】

##### (1) 芸術・生活文化等の振興

- 市町村、芸術文化団体等と連携し、子どもや若者をはじめ幅広い世代の文化活動への参加意欲の醸成を推進します。
- 県内各地の文化施設を活用した自発的な文化活動や先進的・創造的な文化活動を促進します。
- 文化施設、芸術文化団体等と連携し、文化芸術の普及促進に係る取組みを推進します。

#### [主な取組の例]

- 県民芸術祭の開催



「県民芸術祭」の様子

- 若者の文化活動、特に立ち上がり時期における活動への支援
- 文化団体等による先進的・創造的な事業や県民等が企画・運営する事業等への支援
- 大学等との連携による芸術祭や文化祭の開催促進
- 山形県芸文美術館の運営支援

- 美術館・博物館、山形交響楽団の活動への支援



山形美術館での  
「県総合美術展」の様子

### 県民芸術祭について

県民芸術祭は、芸術文化に対する県民の理解と関心を深め、芸術文化活動に参加する意欲を高めるとともに、先人から受け継いだ芸術文化をさらに発展させ伝えていくために昭和38年から開催しており、令和4年度で第60回を数えました。

毎年9月から翌年1月まで県内各地で美術や書、オーケストラ、演劇、華道など様々な公演や展示会が開催されます。また、本県の芸術祭は、単なるフェスティバルではなく、活動内容を審査し、大賞・優秀賞・奨励賞を選定するコンペティション方式をとっている全国的にも稀な芸術祭となっています。



各文化芸術団体等が日頃の練習や  
研鑽の成果を披露



### (2) 伝統芸能等の継承及び発展

- 子どもたちが地域において伝統芸能・伝承文化に触れる活動を充実します。
- 地域住民が伝統芸能・伝承文化を保存・継承し、活用する取組みを推進します。
- 県民誰もが伝統芸能・伝承文化を体験し、発表する機会を充実します。

#### [主な取組の例]

- 「ふるさと塾アーカイブス」による伝統芸能等の映像記録保存及び活用の推進、県民への情報発信

- 子ども伝承活動「ふるさと塾」の実施（賛同団体の登録推進、指導者研修会の開催、団体、学校における体験・指導など）
- 民俗芸能団体の活動に対する支援や「こども郷土芸能芸術まつり」、「置賜こども芸術祭」の開催等
- 置賜文化ホールの能舞台を活用した狂言指導、能や狂言などに親しむ「こども狂言クラブ」への支援
- 文化等の伝承に係る取組みへの支援
- 民俗芸能団体のネットワーク構築の推進

### 「ふるさと塾アーカイブス」について

県内全体の伝承活動を網羅する地域文化データベースとして次世代に継承するために、映像記録・資料（アーカイブス）を収集し、コンテンツの充実を図っています。

私たちが住む「ふるさと山形」の豊かな地域文化を様々な角度から見ることができるようになるとともに、子どもたちが伝承活動に自ら参加することにより社会との関わり方などを習得する機会や地域文化の保存団体同士の交流への発展への機会となることなどが期待されます。

#### 《活動記録アーカイブス例》



伝統の技を承け継ぐ 新庄亀綾織伝承協会

(2023年3月29日)

テーマ： 伝統技能

地域： 最上地域新庄市



鮎貝地区児童神楽保存会

(2022年2月18日)

テーマ： 民俗芸能 祭り・年中行事

地域： 置賜地域白鷹町

### （3）特色ある文化の継承及び発展

- 本県の特色ある文化（精神文化、舟運文化、伝統工芸、食文化など）の子ども、若者をはじめ幅広な世代や在住外国人等に伝える取組み及び国内外への情報発信を推進します。
- 地域住民による郷土の歴史や精神文化、食文化、伝統工芸等を学ぶ取組みを促進します。

- 子どもたちに雪国の文化等を伝える活動を推進します。

### [主な取組の例]

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度の充実と団体への支援、ポータルサイトによる情報発信
- 在住外国人等への本県の様々な魅力（四季、地域伝統、食文化、精神文化等）に触れる機会の提供



在住外国人山形魅力体験バスツアーの様子  
(左：舞娘茶屋 相馬樓での酒田舞娘の演舞鑑賞、右：餅つき体験)

- 農林水産業や食文化への理解等につながる食育・地産地消活動の推進
- 地元食材や郷土料理を取り入れた学校給食の実施や伝統野菜のレシピを活用した料理教室の実施、イベント等を通したPR等による食文化への理解増進
- 青少年教育施設等での伝承文化を体験する機会の充実
- 「山形学」フォーラム・講座の開催など郷土の歴史・文化を学び、理解を深める機会のより一層の充実
- 本県の雪文化を伝える「雪文化マイスター」<sup>1</sup>の活動への支援



やまがた雪文化マイスター（最上町  
わら細工保存会）の活動の様子  
「しめ飾り作りワークショップ」

- 日本遺産「出羽三山」、「山寺と紅花」に関する情報発信、普及啓発、人材育成等

<sup>1</sup> [雪文化マイスター]やまがたの未来を担う子どもたちに雪国の文化や冬の楽しさを伝える人材として県が認定した個人・団体

## 「特色ある文化」について

本県には、精神文化や舟運文化、伝統工芸、地域色豊かな郷土料理、文化的価値の高いデザインなど特色ある文化が存在しています。

また、各地域で大切に守り継がれてきた有形・無形の文化財が数多く遺されています。

こうした特色ある文化は国内外から高く評価されており、2件がユネスコ無形文化遺産に登録され、鶴岡市、山形市がユネスコ創造都市ネットワークに加盟しています。（令和6年1月現在）

例) • ユネスコ無形文化遺産（新庄まつりの山車行事、遊佐の小正月行事）



ユネスコ無形文化遺産（左：新庄まつりの山車行事、右：遊佐の小正月行事）

- ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市（鶴岡市：食文化、山形市：映像文化）
- 日本遺産（出羽三山「生まれかわりの旅」、山寺が支えた紅花文化など）
- 精神文化（出羽三山信仰、草木塔、最上・庄内・置賜の各三十三観音）
- 最上川舟運文化、伝統的工芸品（置賜紬、山形鋳物、山形仏壇、天童将棋駒、羽越しな布）、食文化（だし、玉こんにゃく、もってのほか、だだちゃ豆など）
- デザイン（山形緞通、木工家具、旧山形市立第一小学校校舎  
「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」（旧山形まなび館）、寒河江市役所庁舎など）
- 国宝（羽黒山五重塔、土偶「縄文の女神」、上杉本洛中洛外図屏風など）
- 重要文化財（山形県旧県庁舎及び県会議事堂、旧有路家住宅「封人の家」、旧米沢高等工業学校本館、旧西田川郡役所など）



置賜地方を中心とした精神文化「草木塔」  
(伐採した樹木に対して感謝と供養の気持ちを込めて建立された石塔)



国宝土偶「縄文の女神」

#### (4) 文化財等の保存及び活用

- 未指定文化財の調査・指定に向けた取組みを推進するとともに、指定文化財の保存修理を推進します。
- 文化財の公開など、活用に向けた環境整備への支援を充実します。
- 有形・無形の文化財を地域で守り、活用する取組みを促進します。
- 地域の特色ある文化・伝統をストーリー化して魅力を発信する日本遺産の取組みなど、文化財等を地域活性化や観光振興に活用する取組みを推進します。

##### [主な取組の例]

- 未指定の文化財の調査及び指定
- 国、県指定文化財等の適切な維持管理、計画的な保存修理への支援



文化財の保存修理の様子



保存実態調査の様子

- 重要文化的景観の選定等への支援
- 埋蔵文化財に関する出前授業等の実施、埋蔵文化財保護のための調査



小学生への埋蔵文化財出前講座の様子



埋蔵文化財の発掘調査の様子

- 地域に残る文化財の理解促進
- 文化財日常管理・防災ハンドブックや研修会の開催による文化財防災の普及啓発
- 国宝土偶「縄文の女神」の活用推進

県立博物館での「国宝  
(縄文の女神) 解説会」  
の様子



- 「未来に伝える山形の宝」登録推進と登録団体への支援
- 日本遺産「出羽三山」、「山寺と紅花」やユネスコ無形文化遺産「新庄まつり」等を活用した観光振興、地域活性化の取組みへの支援
- 国指定重要文化財「山形県旧県庁舎及び県会議事堂」（文翔館）の活用促進及びPRするグッズ制作、販売の促進
- 「未来に伝える山形の宝」ポータルサイト、県立博物館等による情報発信

### 「未来に伝える山形の宝」について

地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録し、推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていく取組みを進めています。

#### <登録例>

##### **清流鮭川でつながる4つの神社と鮭川歌舞伎（鮭川村）**

鮭川歌舞伎は、安政二年に京塚地区を訪れた江戸歌舞伎の役者が村人に伝えたのが始まりとされています。神社境内にある土舞台跡は、農村文化を色濃く残す大変貴重なものです。奉納歌舞伎の復活公演を行う取組みは、他地域にはない本物の農村芸能文化として国内外に発信しています。



**鮭川歌舞伎**  
【県指定無形民俗文化財】

##### **世界に誇る蔵王の樹氷と自然景観を未来へ（山形市）**

オオシラビソ（アオモリトドマツ）の群生林、冬期間の樹氷、景勝地「観松平」、貧養湿原「いろは沼」など、蔵王は特徴的な自然景観の宝庫です。さらに歌人斎藤茂吉は、父なる蔵王山、母なる最上川としてふるさと山形の自然を讃えこよなく愛したことで知られています。



**オオシラビソ(アオモリトドマツ)の群生林(樹氷)**

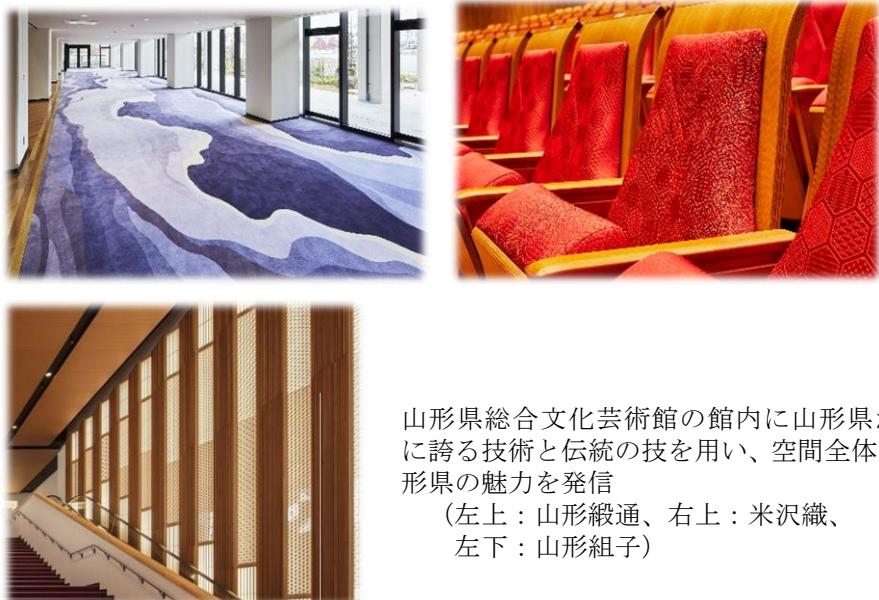
蔵王連峰の亜高山帯における貴重な自然景観は、斎藤茂吉の感性と思いに触れるとともに、四季を通して類まれな自然を身近に感じ取ることができる、山形が世界に誇る宝であり、未来に継承していくため、保存及び活用の取組みを進めています。

## (5) デザインの保存及び活用

- デザイン性に優れた作品の国内外への情報発信の推進、ものづくりや地域活性化、観光振興に活用する取組みを推進します。
- デザインの価値を高める取組みやデザインの効果的活用に向けた取組みを推進します。

### [主な取組の例]

- 服飾、家具、工芸品等の情報発信の取組み、展示会等の開催支援等



山形県総合文化芸術館の館内に山形県が世界に誇る技術と伝統の技を用い、空間全体から山形県の魅力を発信

(左上：山形縫通、右上：米沢織、  
左下：山形組子)

- 県内でつくられた優れたデザインの顕彰や広く発信する取組みの推進
- デザインの効果的活用に向けた学びの機会等の創出促進

## 2 文化に親しむ環境づくり

### 目指す姿

県民誰もが生涯を通じて、文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境が整備され、喜びや感動、心の安らぎを享受している社会

### 【施策の方向性】

#### (1) 県民の文化に親しむ機会の充実

- 山形県総合文化芸術館の規模や機能を活かした質の高い舞台公演や著名アーティストの公演など、県民が魅力を感じる事業を推進します。
- 文化団体等との連携により、県民が優れた公演やコンサート、展覧会を鑑賞する機会を充実します。
- 地方では鑑賞する機会の少ない公演等について、市町村文化施設等での開催を促進します。
- アウトリーチ活動<sup>2</sup>を促進し、県民が日常で文化に触れる機会を充実します。
- 子育て中の方でも文化活動が行うことができるよう、コンサート等における託児を促進します。

### 〔主な取組の例〕

- 2001 席の大ホールを有する山形県総合文化芸術館の規模や機能を活かした質の高い舞台公演や著名アーティストの公演など、県民が魅力を感じる事業の実施
- 文化団体と連携し、美術館・博物館、山形交響楽団による展示会や公演、コンサート開催への支援
- 文化庁補助事業等の活用による地方では鑑賞する機会の少ない公演等の市町村文化施設での開催促進
- 美術館や博物館等でのコンサート、病院、銀行、公共施設、スポーツイベント等におけるコンサートや展覧会の開催の促進



「山形美術館」での山響アンサンブルコンサートの様子

<sup>2</sup> [アウトリーチ活動]文化団体や文化施設が、日ごろ文化に触れる機会の少ない地域・場所に行って文化活動を行うもの

- 文化団体による病院や福祉施設での出前講座等の開催促進
- スクールコンサートやユアタウンコンサートなど、山形交響楽団による地域での演奏活動への支援
- 文化施設やイベント等における託児の促進

### 山形県総合文化芸術館（やまぎん県民ホール）について

令和2年5月に文化芸術活動・地域活性化の拠点となる山形県総合文化芸術館（やまぎん県民ホール）が開館しました。館内には山形県が世界に誇る技術と伝統の技がふんだんに用いられ、空間全体から山形県の魅力を感じ取ることができます。

東北地方屈指の収容人数を誇る2,001席の大ホールでは、山形緞通オペラやバレエなどの舞台公演や著名アーティスト等の大規模公演などが数多く開催されています。

イベント広場では、マルシェやバザー、野外イベント等様々な催しが開催され、賑わいを見せています。

また、本県のアンテナショップとして35市町村の名産品を集めた県産品ショップや山形県産食材のおいしさを堪能できるレストランを通して、山形県の魅力を県内外に発信しています。



東京二期会によるオペラ  
『フィガロの結婚』公演 (R5.1)

### (2) 文化施設の充実及び活用促進

- 県立文化施設における質の高い施設・設備・サービスの提供を推進します。
- 県内の文化施設による共同企画、連携事業の実施を促進します。
- 若者や高齢者のアイディアを施設の運営や事業の企画に取り入れる取組みを促進します。

- 
- 地域の既存の施設の文化活動での活用を促進するとともに、まちづくりと連携し、身近な地域で文化活動を行うことのできる施設を充実します。
  - 県内文化施設に関する情報の発信を充実します。
  - 県立博物館の移転整備に向けた調査・検討を進めます。

#### 〔主な取組の例〕

- 山形県総合文化芸術館、置賜文化ホールでの質の高い施設・設備・サービスの提供
- 県立博物館、考古資料館における魅力ある企画展や講座の開催



うきたむ風土記の丘考古資料館（高畠町）での  
企画展「山形県内の指定文化財—考古資料—」の様子

- 県立図書館における郷土に関する資料の展示や情報発信の充実
- 県郷土館における所蔵品展、企画展の開催推進
- 県内文化施設における共通テーマでの企画展など、共同企画、連携事業の実施促進
- 県内文化施設のネットワーク等による情報交換、研修等の実施促進
- やまがたアートサポートセンター<sup>3</sup>による障がい者芸術文化活動の情報発信
- 文化施設での外国人に対応した表記や音声ガイド・無料Wi-Fi導入、バリアフリー化の推進
- 山形県総合文化芸術館等における県内文化施設の催事をはじめとした文化情報の発信
- 県立博物館の移転整備に向けた調査・検討の実施

---

<sup>3</sup> [やまがたアートサポートセンター]障がい者の芸術文化活動について、展示会や研修の開催、情報発信等を通して、支援する拠点

### (3) 事業者による文化活動等の促進

- 県民が一体となって文化の推進に取り組むため、企業による文化活動への参加と文化活動への支援を促進します。

#### [主な取組の例]

- ふるさと納税やクラウドファンディング、「やまがた社会貢献基金」などを活用した文化活動への支援の促進



やまがた社会貢献基金を活用し、県内の文化施設等で山響アンサンブルコンサートを開催

- 企業による冠コンサートの開催促進
- 企業における社員の文化活動に対する支援制度の充実・促進に向けた啓発

### (4) 文化情報の収集及び提供・発信

- 県内の文化情報（文化施設、文化団体、伝統芸能・文化財、人、イベントなどとそれらの歴史やプロフィール）を関係機関が連携して収集し、データベース化し、発信します。
- 文化施設などでのSNS等による文化情報の発信を促進します。

#### [主な取組の例]

- 文化団体や市町村、やまがたアートサポートセンター等との連携による文化情報の収集・一元発信
- 県観光情報ポータルサイトなど関連サイトにおける文化情報の発信の充実
- 県立博物館及び県立図書館における郷土の貴重な資料のデジタル化とホームページでの公開、企画展示・関連イベントでの情報発信
- 「未来に伝える山形の宝」ポータルサイトによる情報発信の充実
- 山形県総合文化芸術館をはじめ県内文化施設などのSNS等を活用した文化情報の発信

### 3 文化をはぐくむ人づくり

#### 目指す姿

文化活動の主役である県民の自主性、創造性が尊重され、その地位の向上が図られるとともに、能力を十分に発揮している社会

#### 【施策の方向性】

##### (1) 県民の文化発信力の向上

- 子ども、若者をはじめ幅広な世代が郷土の歴史や文化を学び、関心や理解を深め、発信する取組みを推進します。
- 県民が様々な手段や場所で山形の文化の魅力を発信する活動を促進します。

#### 〔主な取組の例〕

- 県立博物館等での本県文化の特徴を効果的に伝える展示、企画の実施



県立博物館での「縄文体験」として行った「弓矢チャレンジ」の様子

- 地域や学校の実情に応じた、児童生徒が郷土の歴史や文化、先人等についての理解を深める教育活動の促進
- 「山形学」フォーラム・講座をはじめとした郷土の歴史・文化を学び、理解を深める機会のより一層の充実
- 県民が山形の魅力に気づくよう、県外から県内に移住した方や県外出身大学生等との交流機会の取組みの促進
- 県民芸術祭の開催など芸術文化に対する県民の理解と関心を深める取組みの推進

## (2) 子どもの創造性等の育成

- 子どもたちが様々な地域の文化に触れ、体験し、発表する機会の創出を促進します。
- 子どもたちと高齢者、若者が文化活動を通して交流する機会の創出を促進します。
- 子どもたちが家族や地域ぐるみで文化施設を見学する取組みを促進します。

### [主な取組の例]

- 地域の伝統芸能や祭りなど、年中行事への参加、体験の促進
- スクールコンサートや親子で楽しめるコンサートなどの開催支援、小中高生の演劇教室の実施促進、美術館・博物館における体験型企画の実施促進
- 「斎藤茂吉ジュニア短歌コンクール」<sup>4</sup>の実施など子どもたちが文化に触れる機会の創出に向けた取組みの推進



「斎藤茂吉ジュニア短歌コンクール」の表彰式の様子

- 山形県総合文化芸術館などを活用した子どもたちが芸術文化に触れる機会の創出



山形県総合文化芸術館での「社会科見学コンサート」の様子

<sup>4</sup> 「斎藤茂吉ジュニア短歌コンクール」は、児童・生徒が、短歌づくりに親しみ、生まれ育った地域を再認識、再発見とともに、国語力の向上を通じた文化の創造と振興を図るために、斎藤茂吉没後50年を記念し平成15年度から開催している。

- 子ども伝承活動「ふるさと塾」活動や総合型文化クラブ事業等の実施促進
- 民俗芸能団体の活動に対する支援、「こども郷土芸能芸術まつり」、「置賜こども芸術祭」の開催等



「こども郷土芸能芸術まつり」の様子

- 狂言師の指導による能や狂言などの日本の伝統文化に親しむ「こども狂言クラブ」への支援



「伝国の杜こども狂言クラブ」の活動の様子

- 放課後子ども教室等の推進による、子どもたちが文化に親しむ機会の創出
- 文化庁の文化芸術による子どもの育成事業、伝統文化親子教室事業の活用促進
- 県立博物館における本県文化の実物や体験を通した、主体的かつ探究的な学習の支援
- 県高等学校総合文化祭の開催、全国高等学校総合文化祭への派遣による高校生による文化活動の促進



「県高等学校総合文化祭」の様子

## 「こども郷土芸能芸術まつり」、「置賜こども芸術祭」について 《こども郷土芸能芸術まつり》

「こども郷土芸能芸術まつり」は、山形県芸術文化協会の協力のもと、子どもたちによる郷土芸能や文化芸術活動について、個別では難しい大きな舞台での発表の機会を充実させ、達成感を味わうことにより、活動の継続・発展と担い手育成につなげることを目的に、平成28年から開催しています。

県内文化ホールを会場に、郷土芸能や文化芸術活動に取り組む県内の子どもたちが一堂に会し、日頃の練習の成果を披露しています。



山形県総合文化芸術館での「令和5年度こども郷土芸能芸術まつり」の様子（子どもたちが日本舞踊、バレエ、民俗芸能、合唱などを披露）

## 《置賜こども芸術祭》

「置賜こども芸術祭」は、置賜管内市町・芸術文化団体・県で構成する「置賜文化フォーラム」において、平成16年から開催している子どもの祭典です。

置賜管内の公立文化施設を会場に置賜各地で吹奏楽や伝統芸能などの文化活動に取り組んでいる子どもたちが一堂に会し、日頃の練習の成果を披露しています。



伝国の杜「置賜文化ホール」での「令和5年度置賜こども芸術祭（舞台芸術部門）」の様子

## （3）高齢者及び障がい者の文化活動の促進

- 高齢者や障がい者が気軽に参加できる鑑賞や発表の機会を創出し、文化活動を通した社会参加を促進します。
- 高齢者と子どもたち、若者が文化活動を通して交流する機会の創出を促進します。
- やまがたアートサポートセンターを拠点とした障がい者の芸術文化活動への支援を推進し、障がいのある人もない人も共に芸術文化を楽しむ機会を創出します。

- 
- 県内文化施設のバリアフリー化の促進を通じ、県民誰もが文化活動に参加できる環境づくりを推進します。

#### 〔主な取組の例〕

- 山形県健康福祉祭の開催や全国健康福祉祭への派遣等
- 放課後子ども教室での高齢者による文化体験指導促進
- やまがたアートサポートセンターによる相談窓口の設置、県内各地での展示会や他県との合同作品展の開催、情報の収集・発信等



「やまがた障がい者芸術作品公募展」の様子

- やまがたアートサポートセンターを拠点に、障がい者の芸術文化活動を支援する人材の育成や関係者のネットワークづくりに向けた取組みの実施

#### (4) 文化的担い手の育成及び確保

- 文化団体等と連携し、担い手に指導・助言を行う仕組みを充実とともに、活動発表機会の提供等を促進します。
- 伝統芸能・伝承文化の担い手を確保・育成する取組みを促進します。
- 学校や公民館、コミュニティセンター等における地域の伝統芸能等の継承活動を促進します。
- 山形県総合文化芸術館や置賜文化ホールを活用し、文化事業の企画等を行う人材を育成します。
- 文化団体、大学、市町村等が連携した文化事業を実施し、事業の企画や運営ノウハウを有する人材を育成します。
- 地域の文化芸術団体、住民、文化芸術施設を繋ぐ役割を担う人材の育成や文化施設やイベント等で運営や開催を支援する文化ボランティアの育成を促進します。
- 自治体が若者の担い手を雇用し、地域への文化の普及や国内外へ情報発信を行う取組みなどを促進します。

## 〔主な取組の例〕

- 文化団体等による若手音楽家、演劇家等への指導助言、公演機会の提供等
- 自治体や文化施設における若者からの相談への対応の充実
- 山形県生涯学習文化財団による先進的・創造的な事業や県民等が企画・運営する事業等への支援
- 子ども伝承活動「ふるさと塾」(賛同団体の登録推進、指導者研修会の開催、団体、学校における体験・指導など) の実施



小学校での「かみしばい研修会」の様子



「黒森歌舞伎」出前講座の様子

- 地域住民による活動団体が先進的・主体的に行う担い手確保・育成対策に対する支援
- 地域の伝統行事等における担い手確保活動の促進
- 山形県総合文化芸術館や置賜文化ホール等を活用した文化に関わる事業の企画等を行う人材の育成
- 文化団体、大学、市町村等が連携した文化事業の実施を通じた人材の育成
- 地域の文化芸術団体、住民、文化芸術施設を繋ぐ役割を担う人材育成に向けた取組みの実施
- 文化施設での公演補助などを行う文化ボランティアの育成促進



「文翔館ガイドボランティア」の活動の様子



「伝国の杜サポーター」の活動の様子

- 県外の文化団体との交流事業、合同企画事業等の実施促進

## (5) 頤彰

- 芸術、学術等の分野で本県文化の向上に顕著な功績を挙げた県民を表彰します。
- 子ども、若者の文化振興活動等についての顕彰を推進します。

### 〔主な取組の例〕

- 斎藤茂吉文化賞、斎藤茂吉短歌文学賞の実施
- 県内文化団体が主催するコンクール等への知事賞等の交付
- 文化振興活動を通して地域活性化に取り組む子ども、若者の顕彰



「輝く県民活躍大賞」の授賞式の様子

## 4 文化を活用した社会づくり

### 目指す姿

県民が郷土の文化に誇りと愛着を持ち、国内外に文化を積極的に発信し、文化を通じた多様な交流が行われている社会

### 【施策の方向性】

#### (1) 文化の活用による地域の活性化

- 山形県総合文化芸術館における山形の文化・産業等の魅力発信機能を最大限に活用し、県内全域における交流人口の拡大、周辺施設等との連携による賑わいづくりを推進します。
- 文化施設、地域、大学等が連携した文化イベントの開催等による賑わいづくりを推進します。
- 担い手の年齢や性別、国籍、障がいの有無を越えた文化の多様性について県民が理解を深める取組みを推進します。
- 伝統芸能や伝承文化、食文化を通した都市部と周辺地域の交流を促進します。
- 映画、漫画などメディア芸術を活かした地域活性化を促進します。

### 〔主な取組の例〕

- 山形県総合文化芸術館での山形の文化・産業等の魅力発信、周辺施設との連携事業等の実施



山形県総合文化芸術館の県産品ショップで山形県の魅力を県内外に発信

- 県郷土館における周辺地区の行事やイベントとの連携による賑わいづくりの推進



山形市七日町の行事開催に合わせ、「文翔館の日」を記念した各種イベント開催の様子  
(左：やまがた秋の芸術祭でのマーチングバンド演奏、右：東北芸術工科大学生による「ワークショップ」)

- 県立高等学校における地域の伝統文化行事への理解促進  
➤ 「未来に伝える山形の宝」登録制度の推進と団体への支援  
➤ 日本遺産を活用した普及啓発、人材育成による地域活性化  
➤ 県立図書館の機能を活かしたまちの賑わい創出の取組みの推進  
➤ 文化団体による国内外での山形の文化を発信する取組みへの支援

## (2) 文化的活用による経済の活性化

- 県内の文化施設で開催される全国・東北規模の大会や、音楽団体の県外公演等の機会を活用した本県の文化情報の発信を促進します。
- 海外プロモーション・現地商談会等における県産品・県産農産物の情報発信を推進します。
- 企画展やプロモーションの実施により、伝統工芸品の情報発信を推進します。
- 県内企業によるデザインを活用した商品・サービスの開発を促進します。

### [主な取組の例]

- 県内文化施設で開催される全国・東北規模の大会や、山形交響楽団による「さくらんぼコンサート」等の機会を活用した本県の文化情報発信の促進



山形さくらんぼコンサート東京公演を通して、山形の音楽と食文化を発信

- 伝統工芸品の企画展やプロモーションの実施による情報発信の推進
- 海外プロモーション・現地商談会等における県産品・県産農産物の情報発信



台湾でのラ・フランス、シャインマスカットなどの販売プロモーションの様子

- 自社商品・サービス開発に取り組むきっかけ作りのための企業とデザイナーのマッチング



企業と県内デザイナーの交流会“デザ縁”的様子

### (3) 文化的活用による観光振興

- 美術館・博物館、華道・茶道などの伝統文化、精神文化、舟運文化、食文化、日本遺産など山形の特色ある文化資源の観光振興への活用を促進します。
- 地域の文化資源を活用した訪日外国人の誘客を促進します。
- 映画やドラマのロケーション誘致などメディア芸術の活用により、観光振興を促進します。
- 文化施設共通企画展の開催や入場者割引、周辺施設及び店舗と連携したイベント・商品開発等による観光誘客を推進します。

## 〔主な取組の例〕

- 精神文化や食文化、伝統工芸、文化財、景観など様々な地域の文化資源の磨き上げ（案内や解説の充実、周辺美化、土産品開発、情報発信等）



モデルコースの紹介を含めた特集記事を電子雑誌に掲載し広く「やまがた出羽百観音」を発信

- 地域の文化資源を活用した訪日外国人の誘客促進に向けた取組み



海外のインフルエンサーを招請しての「織物体験会」の様子



外航クルーズ船の船社等を招請しての庄内の歴史や食文化、精神文化等の紹介の様子

- 日本遺産「出羽三山」、「山寺と紅花」等を活用した情報発信、受入環境整備等による観光振興



仙台市内での紅花PRイベントの様子

- 「『やまがた景観物語』おすすめビューポイント」<sup>5</sup>など、文化資源をその歴史や物語とともに発信し、地域活性化や観光振興に結び付ける取組の推進
- 映画、アニメーション等で取り上げられた場所や人物を活用した企画展の開催、ツアーの造成促進

<sup>5</sup> [『やまがた景観物語』おすすめビューポイント]山形ならではの美しい景観を歴史や物語とともに体感できる場所を、おすすめビューポイントとして県で選定したもの

- 県内の文化施設等が連携した共同企画展の開催・入場割引やプレゼントの提供など、周辺施設や店舗を含めた連携イベント・商品開発等の実施促進

#### (4) 文化に関する情報発信及び交流の推進

- ホームページやSNS、大規模イベントなど多様な手法による国内外への情報発信を推進します。
- 在住外国人や留学生などによる本県文化等の国内外への情報発信を推進します。
- 県外の文化団体との交流や本県文化の魅力を国内外で発信する取組み、国際的な文化・スポーツイベントの県内開催を促進します。
- 国内外の団体が県内で行う文化合宿の促進等により、県民の文化交流を推進します。
- 美術品や文化財の多言語での紹介等による外国人の理解促進と観光誘客を推進します。
- デジタル技術を活用した文化資源の情報発信等の取組みを促進します。

#### [主な取組の例]

- 子どもたちから若者、高齢者までが参加して行う情報発信の促進
- 日本遺産「出羽三山」、「山寺と紅花」等を活用した国内外への情報発信
- ユネスコ無形文化遺産等の保護と海外への情報発信
- 在住外国人や留学生（やまがた留学アンバサダーなど）等の本県の様々な魅力（四季、地域伝統、食文化、精神文化等）の体験による情報発信



在住外国人山形魅力体験バスツアーの様子  
(左：さくらんぼ狩り体験、右：湯殿山神社の見学)

- 国内外における伝統工芸、食文化の発信と農産物、加工食品等のPRの実施
- 国民文化祭参加団体への支援
- 国内外で公演等を行う文化団体への支援

- 県内で開催される文化交流イベントや文化合宿への支援
- 美術品や文化財の多言語解説作成への支援



文翔館HPの「館内案内」ページの多言語化（館内の各室の入口に配置のQRコードからHPの該当ページを参照できる仕組みを導入）

- AIなどのデジタル技術を活用した文化資源の情報発信等による観光振興の促進

### 「やまがた留学アンバサダー」について

山形県の魅力、留学生活の発信や地域の住民等との交流に対して意欲のある現役留学生等を「やまがた留学アンバサダー」として任命し、留学ポータルサイトやSNSにより本県の魅力や山形留学の魅力を国内外へ発信してもらう取組みとして、令和4年度からスタートしました。

本県への留学生の増加につなげていくことが期待されます。



日本遺産出羽三山  
体験ツアーの様子

**Facebook**

**Instagram**

やまがた留学アンバサダーによる投稿  
(やまがた留学ポータルサイトより)

## 第6章 施策の展開

### 1 関係機関等との連携

本県の文化を推進していくためには、文化活動の主体である県民、文化団体、文化関連施設、企業、教育機関、県・市町村などの行政機関が、それぞれの立場に応じて連携・協働しながら取り組んでいくことが必要です。

各主体に期待されることとは次のとおりです。

#### (1) 県民

県民は文化活動の主役であり、本県文化に関する理解や関心を深めるとともに、自主的、主体的に文化鑑賞や文化活動への参加、創作活動などを行うことにより文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

#### (2) 文化団体等

文化団体等は、活動の実践による知識や経験を活かし、文化の各分野を牽引するとともに、担い手の育成等や地域文化の継承、発展等、文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。また、(公財)山形県生涯学習文化財団は、県内の文化振興の一翼を担い、文化に関する事業の企画やコーディネート、創造性豊かな文化活動への支援などを実施する役割が期待されています。

#### (3) 教育機関

幼稚園や小・中・高等学校等においては、子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、学校教育や課外活動等を活用し、県民や文化団体等と連携して、文化に関する体験学習や鑑賞の機会の創出に努めることが求められています。また、大学等の高等教育機関においては、地域文化の振興に必要な調査研究等や芸術家等の養成等を行うことにより、地域文化の継承、発展等文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

#### (4) 事業者

事業者が文化についての理解と関心を深め、事業活用や社会貢献活動として、地域の文化活動へ自らが参画したり、地域の文化活動への支援等を通じて、地域文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

---

---

### (5) 県・市町村

県は、文化推進基本計画を策定し、施策の展開方向を示すとともに、様々な主体と連携しながら、本県の文化施策を総合的に推進します。計画の推進にあたっては、文化資源の他分野への活用や、産業、観光、福祉、教育などの関連分野の施策との連携を図ります。

また、県と市町村は必要な連携を図り、市町村が、住民が文化鑑賞や文化活動できる機会の提供、伝統文化や文化財の保護、継承等地域の特性に応じた文化施策を自主的かつ主体的に策定し、実施するために、必要な助言などの協力をしています。

## 2 進行管理

毎年度、計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行い、有識者で構成する山形県文化推進委員会へ報告し、次年度以降の施策展開に向けた検討を行っていきます。なお、施策の進捗状況を測る目安として下記の11項目を参考指標として設定します。

## 〈参考1〉 進捗状況を把握するための指標について

	指標設定の考え方	参考指標	重点的取組みの視点 (※)	現状値
				2022年度 (R4)
基本的施策1 文化の振興等	着実に文化が受け継がれるとともに、新しい文化が創造され、とともに発展することが目指す姿であることから、県民の文化の継承・創造活動等に関する数値を指標とします。	「ふるさと塾」活動に賛同して伝承活動を行う団体数(累計)	①	308団体
		県民芸術祭参加事業数	①、②	128事業
		「未来に伝える山形の宝」登録取組数(累計)	①、③	33件
基本的施策2 文化に親しむ環境づくり	県民誰もが生涯を通じて文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境が整備され、喜びや感動、心の安らぎを享受していることが目指す姿であることから、県民の文化情報へのアクセスや文化施設の利用状況等に関する数値を指標とします。	(公財)山形県生涯学習文化財団がHPで提供する「講座・イベント」「総合情報サイト」へのアクセス数(累計)	③	13,653件
		県立文化施設等の来館者数	①、②	1,122,781人
基本的施策3 文化をはぐくむ人づくり	文化活動の主役である県民の自主性、創造性が尊重され、その地位向上が図られるとともに、能力を十分に發揮していることが目指す姿であることから、文化に関わる人材の育成等に関する数値を指標とします。	総合型文化クラブ実施数	①	3件
		山形県総合美術展への30才以下の出品者数	①、②	30人
		文化分野を活動分野とする団体数(累計)	①	1,018団体
基本的施策4 文化を活用した社会づくり	県民が郷土の文化に誇りと愛着を持ち、国内外に文化を積極的に発信し、文化を通じた多様な交流が行われていることが目指す姿であることから、県民による文化の発信や交流に関する数値を指標とします。	県内の文化ホールで開催されている全国・東北規模の文化イベント開催数	②、③	15件
		文化施設共通企画展開催数	②	21件
		県外での文化交流実施数	②、③	23件

※ 4つの基本的施策における3つの重点的取組みの視点

- ① 文化の担い手(演じる・鑑賞する・運営する)の育成
- ② 文化活動の発表の場の確保・触れる機会の拡大
- ③ 文化活動における情報発信の強化、デジタル技術の活用促進

---

---

〈参考2〉 令和5年度県政アンケート調査「『文化・芸術』について」の結果  
について（抜粋）

※状況の変化を見るために前回(平成29年度)調査結果も併せて掲載しています。

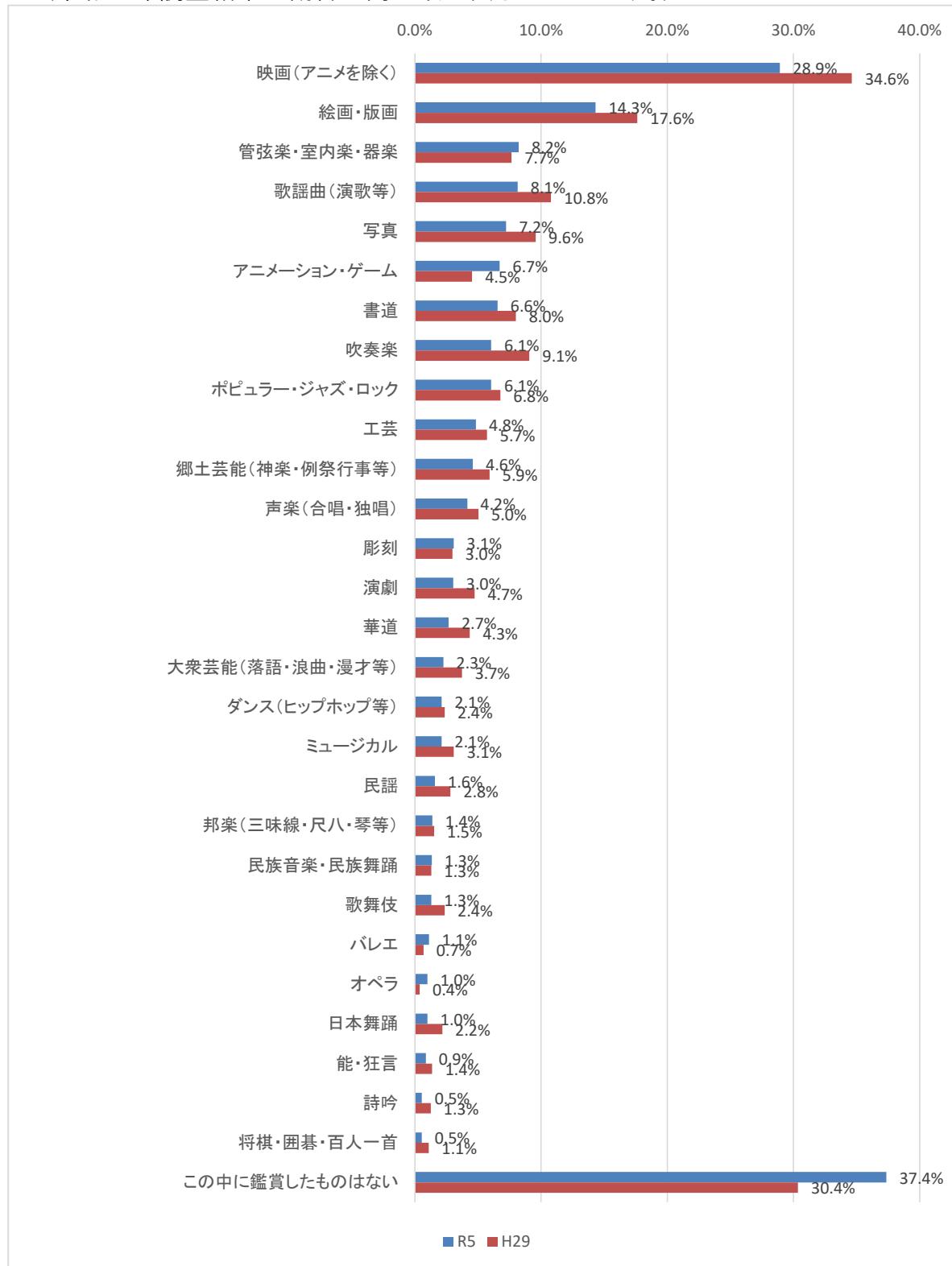
①山形県の文化資源の中で、特に誇りに思い、県外にも紹介したいと思うもの

	平成29年	令和5年
第1位	文学 (藤沢周平、齋藤茂吉、井上ひさし、浜田広介、丸谷才一)	文学 (藤沢周平、齋藤茂吉、井上ひさし、浜田広介、長岡弘樹、深町秋生など)
第2位	国宝、文化財 (羽黒山五重塔、山寺、出羽三山、縄文の女神、慈恩寺、文翔館)	国宝、文化財 (羽黒山五重塔、慈恩寺、山寺、出羽三山、羽黒山、縄文の女神など)
第3位	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の伝統芸能 (黒川能、黒森歌舞伎、林家舞楽、松山能)	精神文化、舟運文化、地域の食文化等 (芋煮、最上川舟運、山居倉庫など)
第4位	写真 (土門拳)	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の伝統芸能 (黒川能、黒森歌舞伎、花笠など)
第5位	映画 (庄内映画村、おくりびと、国際ドキュメンタリー映画祭、おしん、藤沢周平映画)	音楽 (山形交響楽団など)
第6位	音楽 (山形交響楽団、岸洋子、朝倉さや、林部智史)	日本遺産、ユネスコ世界遺産
第7位	国民娯楽（囲碁、将棋等） (天童の将棋（駒、人間将棋など))	写真

※（ ）内は、挙げられた各分野の主な具体例

- 「文学」、「国宝、文化財」に次いで「精神文化、舟運文化、地域の食文化等」が平成29年度調査の圏外から第3位に上昇しています。

②この1年間に鑑賞した公演や作品の分野（該当するものすべて選択）  
 （令和5年調査結果の割合が高い順に表示しています。）



- 前回（平成29年度調査）に比べて「バレエ」や「オペラ」の割合が上升しています。

---

## ○山形県文化基本条例

平成30年3月20日山形県条例第35号

山形県文化基本条例をここに公布する。

### 山形県文化基本条例

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条—第11条）

##### 第2章 文化に関する基本的施策

###### 第1節 文化の振興等（第12条—第17条）

###### 第2節 文化に親しむ環境づくり（第18条—第21条）

###### 第3節 文化をはぐくむ人づくり（第22条—第26条）

###### 第4節 文化を活用した社会づくり（第27条—第30条）

#### 附則

私たちの郷土、山形県は、秀麗な山々が県境を守り、最上川が悠揚として県土を貫き、日本海へ流れる。日本百名山中の六座を擁し、四季が鮮やかに移ろう中、山々に降り注ぐ慈雨は沢となり、滝となり、川となり、森を抜け、野を走る。降り積もる雪は、幾星霜を経て数多の湧水となり、悠久の古から人々の暮らしを潤してきた。

郷土が生んだ日本最高峰とも称せられる歌人齋藤茂吉は、故郷を讃え、誇らしく詠み上げた。

陸奥をふたわけざまに聳えたまふ藏王の山の雲の中に立つ  
みちのくの出羽のくにに三山はふるさとの山恋しくもあるか

最上川の上空にして残れるはいまだうつくしき虹の断片

私たちは、古来、山や川、草木などの自然を崇め自然と共に生きてきた。自然への畏敬や感謝の心は、出羽三山への信仰や草木塔の造立など精神性豊かな文化を創り上げてきた。国宝土偶「縄文の女神」は、縄文の時代にもそのような精神文化が存在したことを示す貴重な証である。

江戸時代には、最上川舟運により、出羽山形の逸品たる紅花や青苧、米が運ばれ、帰り船でひな雛人形など上方の文物が伝えられ、最上川は様々な文化資産を県内各地にもたらした。また、本県には、黒川能などの無形文化財や県郷土館「文翔館」などの有形文化財が数多く遺され、地域の宝として大切に守り継がれている。匠が熟達の技により受け継いできた伝統工芸や地域に伝わる郷土料理、伝統野菜などの豊かな食文化も本県が誇る文化である。そして、形ある

ものには空間を彩るデザインすなわち意匠が施され、文化の一翼を担っている。

このように多彩な文化がはぐくまれてきた自然や風土のもと、本県では、歌人や作家、思想家、画家など日本を代表する文化人が輩出し、県内外の文化の発展に寄与してきた。

さらに、東北初のプロの交響楽団や美術館などによる質の高い芸術活動のほか、国際的な映画祭や特色豊かな芸術祭など新たな取組にも国内外から注目が集まるようになり、本県の文化は多様な広がりを見せていく。今後は、伝統的文化の現代社会における意義を確立するとともに、新しい文化の創造への挑戦を認容し、伝統と新たなるものの融合を図りつつ、共に発展し続けることが肝要である。

文化は、人々に喜びや感動、心の安らぎをもたらし、人々の感性や創造する力を培い、人々が互いに理解し、尊重し合うための社会の礎である。また、地域に存する文化を知ることは、地域への誇りや愛着をはぐくみ、生きる力となる。

人口減少の克服に向けた地方創生の取組が進められる中、地域の**絆**や自然と人との**絆**を見つめ直すものとして文化が再評価され始めており、生涯活躍を支える健康と生きがいづくり、観光振興による地域や経済の活性化など様々な分野においても、文化がその役割を果たすことの一層期待されている。

本県における日本遺産認定やユネスコ無形文化遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、交流人口の拡大に向けた機運が高まる中、本県の文化活動の拠点となる山形県総合文化芸術館の開館を契機に、県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、文化に関わる多様な主体が思いを一つにして、本県文化の推進に取り組まなければならない。

ここに、私たちは、先人が弛むことなく連綿と紡いできた県民共通の財産である本県の文化を未来へ継承すること、及びその多様な可能性を人づくり、社会づくりに生かし、文化のより一層の発展と創造を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、文化の推進（文化を保護し、継承し、振興し、発展させ、又は創造することをいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

**第2条** 文化的推進に当たっては、県民が文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、県民の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 
- 
- 2 文化の推進に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
  - 3 文化の推進に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、生涯を通じて、県民が等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。
  - 4 文化の推進に当たっては、本県の文化に対する県民の理解と関心を深めるとともに、文化を通じて、県民が郷土への誇りと愛着を持つことができるよう、及び地域社会の絆きずながはぐくまれるよう考慮されなければならない。
  - 5 文化の推進に当たっては、本県の風土及び歴史に培われてきた特色ある文化が、県民の共通の財産であるという認識の下、その多様性が尊重されるとともに、将来の世代に着実に継承されるよう考慮されなければならない。
  - 6 文化の推進に当たっては、本県の文化が国内外に広く周知されることが地域及び経済の活性化にとって重要であることに鑑み、本県の文化の積極的な発信及び文化を通じた多様な交流の拡大が図られるよう考慮されなければならない。
  - 7 文化の推進に当たっては、文化により生み出される多様な可能性を地域及び経済の活性化に生かすことを旨として、文化の固有の意義及び価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
  - 8 文化の推進に当たっては、県民、文化の推進を図るために文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、教育機関、事業者、市町村並びに県の相互の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

- 第3条** 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、文化に関する施策の策定及び実施に当たっては、広く県民の意見が反映されるよう十分配慮するものとする。
  - 3 県は、国及び他の都道府県と連携し、及び協力して、文化に関する施策を効果的に推進するものとする。

（県民の役割）

- 第4条** 県民は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。
- （文化団体等の役割）

---

---

**第5条** 文化団体等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

**第6条** 教育機関は、基本理念にのっとり、子どもの感性及び創造性をはぐくむことができるよう、文化に親しむ機会の創出に努めるものとする。

2 教育機関は、人材育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第7条** 事業者は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動における文化活動への参画又は支援を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市町村との連携)

**第8条** 県は、文化に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化に関する施策を策定し、及び実施するための助言その他の必要な協力をを行うものとする。

(文化推進基本計画)

**第9条** 県は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する施策に係る基本的な計画を定めるものとする。

(推進体制の整備)

**第10条** 県は、文化に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

**第11条** 県は、文化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第2章 文化に関する基本的施策

### 第1節 文化の振興等

(芸術の振興)

**第12条** 県は、文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化等の振興)

**第13条** 県は、華道、茶道その他の生活に係る文化、囲碁、将棋その他の国民的娯楽及び講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

---

---

(伝統芸能等の継承及び発展)

**第14条** 県は、雅楽、能楽、歌舞伎その他の伝統芸能及び年中行事、民俗芸能その他の地域の伝承文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(特色ある文化の継承及び発展)

**第15条** 県は、本県の精神文化（自然を尊び、自然に感謝する心が生み出した文化をいう。）、舟運により築かれた文化、伝統的な技術又は技法等による伝統工芸、地域の豊かな食文化その他の本県の特色ある文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

**第16条** 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）が、適切に保存され、及び活用されるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(デザインの保存及び活用)

**第17条** 県は、服飾、家具、工芸品、建築その他の物件が持つ文化的価値が高いデザインの保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

## 第2節 文化に親しむ環境づくり

(県民の文化に親しむ機会の充実)

**第18条** 県は、広く県民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実及び活用促進)

**第19条** 県は、美術館、博物館、文化ホールその他の文化施設の充実及び活用の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(事業者による文化活動等の促進)

**第20条** 県は、事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化活動及び文化活動に対する支援を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(文化情報の収集及び提供)

**第21条** 県は、本県における文化活動の促進を図るため、文化に関する情報を収集し、及び提供するものとする。

## 第3節 文化をはぐくむ人づくり

(県民の文化発信力の向上)

**第22条** 県は、県民が郷土への誇りと愛着を持って本県の文化について発信できるよう、本県の文化に関する普及啓発、郷土の歴史及び文化を学ぶ機会の創出その他の本県の文化に対する県民の理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

---

---

(子どもの創造性等の育成)

**第23条** 県は、子どもの創造性及び感性並びに郷土への誇りと愛着をはぐくむため、幼少期から文化を鑑賞し、及び体験する機会を創出することその他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者及び障がい者の文化活動の促進)

**第24条** 県は、高齢者及び障がい者が、積極的に文化活動に参画することができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化の担い手の育成及び確保)

**第25条** 県は、創造的な文化活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化活動について指導を行う者、文化活動に関する企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する文化の担い手が行う文化活動を支援するため、文化に関するボランティア活動の推進を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

**第26条** 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の推進に寄与した者を顕彰するものとする。

#### 第4節 文化を活用した社会づくり

(文化の活用による地域の活性化)

**第27条** 県は、文化の活用による地域の活性化を図るため、地域住民が主体となって取り組む文化を通じたまちづくりその他の活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化の活用による経済の活性化)

**第28条** 県は、文化の活用による経済の活性化を図るため、伝統工芸、食文化その他の文化を生かした産業の振興の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化の活用による観光振興)

**第29条** 県は、国内外からの来訪者の拡大を図るため、本県の特色ある文化の観光資源としての活用の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する情報発信及び交流の推進)

**第30条** 県は、第27条から前条までの施策を効果的に推進するため、本県の文化に関する情報を国内外に向けて積極的に発信するとともに、文化に係る交流の推進に必要な施策を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。